5　上記２の新役員及び上記４の会計監査人の任期は、更生計画認可決定日から平成22年３月31日までの事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

6　上記５の任期中に役員等の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、管財人において、裁判所の許可を得て選任する。

7　変更、補充又は増員により選任された役員等の任期は、他の役員等の残任期間と同一期間とする。

8　上記２の新役員及び上記４の会計監査人の報酬は、管財人が裁判所の許可を得てこれを定める。

第11章　その他事項

会社更生法第167条第１項第６号及び同第７号に該当する事項はない。

別紙１ないし17　省略

東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第１５号

大阪市中央区備後町２丁目４番６号

更生会社　シンコー・テクノ株式会社

1　決定年月日　平成21年９月30日

2　主文　本件更生計画を認可する。

3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

4　更生計画の要旨

第１章　更生計画立案までの経緯（省略）

第２章　更生計画の基本方針（省略）

第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法

第１節　優先的更生債権

1　公租公課

⑴　確定債権

合計４件	合計　794,329円および額未定 （内訳） 本税等　794,329円 更生手続開始決定日の前日までの延滞金等および更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定の日の前日までの延滞金等　0円 更生手続開始の日以降同日から起算して１年を経過する日までの間の延滞金等および更生計画認可決定の日以降完納に至るまでの延滞金等　額未定	別表8

⑵　権利の変更および納付方法

①　更生手続開始決定の日以降同日から起算して１年を経過する日(但し、その日までに更生計画認可決定があるときはその決定日）までの間の延滞金等および更生計画認可決定の日以降完納に至るまでの延滞金等は、その全額の免除を受ける。

②　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等および更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定の日の前日までの延滞金等は、徴収する権限を有する者の同意を得て免除を受ける。ただし、徴収する権限を有する者の同意を得られない部分があった場合は、その部分につき、本税等と一括納付する。

③　免除後の確定債権額については、別表８「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載のとおり更生計画認可決定日から３ヶ月以内に納付する。

第２節　一般更生債権

1　確定債権

合計14件	合計　516,650,690円 （内訳） 元本　516,602,311円 更生手続開始決定の日の前日までの利息・損害金等　48,379円 更生手続開始決定の日以降の利息・損害金等　0円	別表9

2　一般更生債権の権利の変更および弁済方法

⑴　権利の変更

①　確定した一般更生債権のうち、基準更生債権額については、更生計画認可決定時に、次表の区分に従って免除を受ける。ただし、基準更生債権額が50万円以下の場合は、免除を受けない。また、基準更生債権額が50万円を超え500万円以下の場合は、50万円を超える部分について免除を受ける。

基準更生債権額	免除率	弁済率
3,000万円以下の部分	90%	10%
3,000万円を超える部分	93%	7%

②　確定した一般更生債権のうち、更生手続開始決定後（開始決定日当日分を含む）の利息及び損害金については、更生計画認可決定時に、全額免除を受ける。

⑵　弁済方法

①　確定した基準更生債権額が500万円以下の場合

免除後の基準更生債権額につき、平成21年12月末日限り、全額一括して弁済する。

②　確定した基準更生債権額が500万円を超える場合

免除後の基準更生債権額につき、平成22年４月末日を第１回支払日とし、以下、翌年以降の各４月末日限り、10年にわたって、均等に分割して現金にて支払う。

ただし、更生債権者が、更生計画認可決定日から１ヶ月以内に当社に対して、免除後の基準更生債権のうち50万円を超える部分を放棄する旨の書面による意思表示をした場合は、平成21年12月末日限り、放棄後の残額を一括して支払う。

第３節　弁済に関するその他の事項

1　弁済の場所等

更生計画による弁済は、当社本社にて行なう。債権者が銀行口座等への振込を求めたときはその指示に従い、振込費用は当社の負担とする。

2　放棄・取下債権の取扱

更生債権等の確定日の翌日である平成21年８月４日以降、更生計画認可決定日までに更生担保権・更生債権の放棄又は取下がなされた場合の権利の変更及び弁済方法は、残債権額を基準として行う。

3　債権譲渡等の取扱

平成21年８月４日以降、更生担保権・更生債権の譲渡または移転がなされた場合においても、権利の変更および弁済方法は、譲渡または移転前の債権額を基準とする。

4　端数処理

弁済額の計算において生じる免除後の残額の１円未満の端数は切り上げる。

第４章　未確定更生債権等の措置

第１節　更生担保権査定の申立て

別表10「未確定更生担保権一覧表」記載の更生担保権について、管財人が同表「異議額」欄記載のとおりの異議を述べたため､各表記載の債権者から、「更生担保権査定請求額」欄記載の額について更生担保権査定申立てがなされ、現在係属中である。

第２節　未確定更生担保権等の措置

別表10「未確定更生担保権一覧表」記載の未確定更生担保権が確定したときは、更生担保権として確定した額については、次のとおり、権利の変更を受けた上で弁済する。他方、一般更生債権として確定した額については、第３章第２節の一般更生債権の権利の変更と弁済方法の定めを適用して弁済する。

1　権利の変更

更生担保権にかかる開始後利息等は、未確定更生担保権の確定時に全額免除を受けるものとする。

2　弁済方法

平成22年４月末日限り、権利変更後の全額を弁済する。なお、確定時において既に弁済期日が経過している場合には、確定後３ヶ月以内にその全額を弁済する。